

日本植物細胞分子生物学会選挙規程

(目的)

第1条 本規程は日本植物細胞分子生物学会の代議員選挙及び会長候補者選挙について定める。

(代議員選挙)

第2条 定款第5条第2項に定める代議員を選出するために、定款第5条第3項から第6項に基づき代議員選挙を行う。

2 会長候補者によって理事に推薦された者は、代議員選挙に立候補できない。

(代議員選挙の方法)

第3条 代議員選挙は、一般会員、学生会員並びに名誉会員のウェブを通じた電子投票とし、開票には立会人をおく。

2 得票順に原則として40名の当選者を決定する。但し、得票数が同数で40名の代議員を選出できなかった場合には、35名から45名までの間で代議員を選出する。

(会長の選出)

第4条 定款第18条第2項に定める会長は、本規程第5条に定める会長候補者選挙の結果を参考に、理事会が選出する。

(会長候補者選挙)

第5条 代議員による会長候補者選挙を行う。

2 会長候補者は代議員の中から選ばれることを要する。代議員は会長候補者選挙に立候補することができる。

(会長候補者選挙の方法)

第6条 会長候補者選挙は、代議員の郵便による投票とし、開票には立会人をおく。2 最多得票者を当選とするが、得票数が代議員総数の3分の1に満たないとき及び同数の得票者があった場合は再投票とする。再投票は得票上位者2名について行う。また得票1位の者が複数の場合は1位の者のみで、さらに2位の者が複数の場合は1、2位の該当者全員を対象に再投票を行う。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、代議員総会の承認を必要とする。

附則 本規程は、2016年7月1日より施行する。